

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 45(オ)210	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	家屋明渡請求	原審事件番号	昭和 44(ネ)721
裁判年月日	昭和 45 年 5 月 19 日	原審裁判年月日	昭和 44 年 12 月 15 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 99 号 161 頁		

判示事項	家屋の賃借人が破産したことを理由とする解約申入と借家法一条ノ二
裁判要旨	家屋の賃借人が破産したことを理由として賃貸借契約の解約を申し入れる場合には、借家法一条ノ二の適用はない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人辻中栄太郎の上告理由について。 <u>本件において原審が民法六二一条を適用し、借家法一条ノ二の適用について考慮しなかつたのは相当であり、原判決になんら所論の違法はない。論旨は、独自の見解であつて、採用することができない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 関根小郷 裁判官 田中二郎 裁判官 下村三郎 裁判官 松本正雄 裁判官 飯村義美)

※参考：判例タイムズ 251 号 174 頁、判例時報 598 号 60 頁